

協会だより

No.21

平成27年10月発行

ながの



木島平村

CONTENTS

日本年金機構からのお知らせ

～事業主の皆様へ～知っておきたい
“適用関係届等のQ & A” ……2・3

協会けんぽからのお知らせ

健康保険証の速やかな回収・返却に
ご協力をお願いします ……4

長野県社会保険協会からのお知らせ

諏訪湖健康ウォーク
参加者募集 ……5・6

日本年金機構からのお知らせ

事業主の
皆様へ

知っておきたい“適用関係届等のQ&A”

Q 新入社員はいつから健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A 新入社員は、入社日など事実上の使用関係に入った日が、被保険者の資格取得年月日となります。「事実上の使用関係に入った日」とは、報酬が発生する日をさします。

たとえば、4月1日に採用され、4月10日に勤務を始めた場合は、給与・賃金の支払関係により資格取得年月日が決められます。

例：①1か月の給料が支払われる場合 → 資格取得年月日は4月1日
②日割り計算で給料が支払われる場合 → 資格取得年月日は4月10日



Q 試用期間中は健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A 入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法、厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」に該当しないため、たとえこの期間が1か月でも被保険者の加入手続きを行わなければなりません。

例えば、4月1日から試用期間として入社した方が、7月1日から正社員になった場合、被保険者の資格取得年月日は4月1日になります。

Q パートタイマーは健康保険・厚生年金保険の被保険者となりますか？

(例：8月1日から2人のパートタイマーを雇用した場合)

| | 正社員 | Aさん (パートタイマー) | Bさん (パートタイマー) |
|------------|-----|------------------|------------------|
| 1日の所定勤務時間 | 8時間 | 6時間 | 3時間 |
| 1か月の所定勤務日数 | 22日 | 17日 | 20日 |

A パートタイマーの場合は、就労の形態や内容を総合的に考えて、常用的使用関係にあると認められれば被保険者となります。

《常用的使用関係にあるかどうかの目安は…》

- ① 1日の勤務時間（日によって変わる場合は1週間の勤務時間）
- ② 1か月の勤務日数

①②それぞれが同種の業務に従事する正社員のおおむね4分の3以上である場合は、被保険者となります。この場合は、Aさんが被保険者となります。

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

日本年金機構では、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

Q 当社では、短時間正社員制度を雇用形態の一つとして導入を検討していますが、「短時間勤務の正社員」は健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A 短時間正社員が被保険者になるかどうかについては、労働契約の期間や就労形態、および職務内容等により判断することになります。

具体的には、下記ア～ウのすべての条件に該当する「短時間勤務の正社員」は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

- ア. 期間の定めのない労働契約を締結している者。
- イ. 時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が、同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者。
- ウ. 短時間正社員に係る、労働契約、就業規則及び給与規程等において、上記ア・イの内容を踏まえた規程が明確になされていること。

ご注意

パートタイマー等の場合、「1日または1週間の勤務時間」および「1か月の勤務日数」が、それぞれ同様の業務に従事するフルタイム正社員のおおむね4分の3以上の場合に被保険者となりますが、「短時間勤務の正社員」の場合は、この基準により勤務時間等が少ない場合でも被保険者となる場合がありますのでご注意ください。



Q 資格喪失届に記入する「資格喪失年月日」は何日ですか？

A 資格喪失届に記入する「資格喪失年月日」は、下記の表のとおりとなっております。書類を提出する際は日付に誤りがないように、あらためてご確認をお願いいたします。

| 資格喪失事由 | 資格喪失年月日 |
|--|----------------------|
| 退職・死亡により資格を喪失する場合 | 退職日または死亡日の 翌日 |
| 70歳到達により、厚生年金保険の資格を喪失する場合 | 70歳の誕生日の 前日 |
| 75歳到達により、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合 | 75歳の誕生日の 当日 |

ご注意：よくある誤解による届出事例

上記の表のとおり、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。誤って、退職日当日を資格喪失年月日の欄に記入されていることがありますので、ご注意ください。

例：11月30日退職の場合の資格喪失年月日は？

正⇒12月1日資格喪失

誤⇒11月30日資格喪失

◎詳しくは年金事務所・厚生年金適用調査課にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

健康保険証の速やかな回収・返却にご協力をお願いします。



従業員ご本人（被保険者）が退職した場合や、扶養しているご家族（被扶養者）が就職・結婚等で扶養から外れた場合には、事業主様を通じて健康保険証を返却していただく必要があります。

しかしながら、退職等によって無効となった健康保険証を使用して医療機関を受診してしまう『無資格受診』が多発しているのが現状です。

『無資格受診』を発生させないために、資格喪失・扶養解除の適切なお手続きと、健康保険証の速やかな回収・返却にご協力をお願いいたします。

資格喪失日以降、健康保険証は使用できません

資格喪失となる日とは

被保険者（従業員ご本人）

- ・事業所を退職した日の翌日
- ・75歳の誕生日
- ・死亡した日の翌日 など

➡ 健康保険証は被扶養者（ご家族）分も合わせて、退職したお勤め先の事業主様にご返却ください。

被扶養者（従業員の扶養ご家族）

- ・被保険者の資格喪失日
- ・就職、結婚等で扶養から外れた日
- ・75歳の誕生日
- ・死亡した日の翌日 など

➡ 健康保険証は被保険者のお勤め先の事業主様にご返却ください。

事業主様・社会保険事務ご担当者様へお願い

資格喪失や扶養解除に該当した場合には、次の届書を健康保険証とともに日本年金機構へご提出ください。

『被保険者』が資格喪失された場合

資格喪失日から5日以内に、健康保険証（被扶養者がいる場合はそれも合わせて）を添付のうえ、『資格喪失届』を日本年金機構にご提出ください。

『被扶養者』が扶養から外れた場合

被扶養者の健康保険証を添付のうえ、『被扶養者異動届』を日本年金機構にご提出ください。

こんなに多い！無資格受診の現状

無効となった健康保険証を使用して医療機関を受診した『無資格受診』

件数 11,189件 金額 1億2,859万円（平成26年度 協会けんぽ長野支部）

無資格受診をした場合、受診者は協会けんぽへ医療費を返納し、次に加入した健康保険へ医療費の申請が必要となります。また、協会けんぽでは一時的な医療費の立て替えが発生することから、結果的に医療費増加の原因となってしまいます。誤った健康保険証の使用をなくすことが医療費の適正化につながりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

健康づくりは幸せづくり 私たちが応援します

全国健康保険協会 長野支部

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル8階

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nagano/>

代表：健康保険給付・任意継続……………026-238-1250

健診・特定保健指導……………026-238-1253

保険料率・ジェネリック医薬品……………026-238-1251

レセプト・医療費のお知らせ……………026-480-0562

詳細は裏面(6ページ)をご覧ください

諏訪湖
健康ウォーク

参加申込書

事業所名

事業所住所 〒

事業所電話

申込責任者

締切日 10月23日(金)まで FAX 026-223-4876

- 傷害保険に加入しますので、参加者全員分（乳幼児も含む）をご記入ください。
- 太枠欄には当日の代表者の氏名等をご記入ください。

| フリガナ 参加者氏名 | 性別 | 年齢 | 希望コース(○印) | | ポールレンタル 希望○印 |
|-----------------|-----|----|-----------|--------------|-----------------|
| 当日連絡可能な電話番号(携帯) | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |
| | 男・女 | | 1周コース | 半周遊覧船 コース | |

*記入欄が不足の場合は、コピーしてお使いください。(ホームページよりダウンロードできます。)
*ご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

諏訪湖 健康ウォーク開催

参加無料

体育奨励事業の一環として「健康ウォーク」を開催します。
 諏訪湖周辺の様々な景色を楽しみながら諏訪湖を歩きましょう。
 ウォーキングの後は、すわっこランドのプールや温泉でリフレッシュ！

完歩賞 すわっこランド 無料入館券



※無料入館券で施設内の温水プール、温泉が利用できます。
 ※無料入館券は当日のみ。
 ※完歩された方のみ対象です。

日時 11月7日(土) 9時開会式 9時30分スタート(予定)
 (8時30分から受付開始) 雨天決行

集合 すわっこランド(諏訪市大字豊田732番地) 施設駐車場あり

コース ●諏訪湖一周(約16km) コース(終了14時ごろ)
 ●諏訪湖半周遊覧船(約8km) コース(終了12時45分ごろ)

定員 200名(各コース100名)

講師 とよおかスポーツクラブ ゼネラルマネージャー
酒井 浩文氏(1988年ソウルオリンピック競歩日本代表)
 ほか スタッフ

対象者 平成27年度の会費を納入いただいた事業所の被保険者及びその家族
 (ただし中学生以下は、保護者の同伴が必要です。)

申込み 中面の専用申込書にご記入のうえ、**FAX**でお申し込みください。
 (受付完了の通知をハガキで申込責任者様あてにお送りいたします。)

締切日 10月23日(金)まで 定員になり次第締切ります。

その他 ●希望者にはウォーキングポールを無料で貸出いたします。
 ●昼食・飲み物・雨具等、必要なものは各自でお願いします。(なお、すわっこランドに飲食コーナーがあります。)
 ●雨天でも実施いたします。ただし、強風等で遊覧船が出航できない場合、8kmコースは別ルートとなりますのでご了承ください。



主催 (一財)長野県社会保険協会
 問い合わせ 026-226-5240

FAX 026-223-4876

